

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業の概要

令和3年5月

東京都福祉保健局
高齢社会対策部介護保険課

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業

事業の概要

- 「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」を活用し、介護職員の育成・定着を図る介護事業者に対する補助制度です。
- 本事業の新規受付は、令和3年度をもって終了いたします。

支援メニュー

◇ 介護事業者のキャリアパス導入の段階に応じたメニューを用意

キャリアパス

導入後

<導入後の取組の評価（離職率が改善等した事業所に一定額を補助）>

専門人材育成・定着促進助成

専門人材の
育成・定着

導入期間

※令和3年度で
新規受付終了

<導入促進に係る経費について補助（原則3年間。最大5年間まで延長）>

キャリアパス導入促進事業費補助

キャリアパスの
仕組み構築

◆注意◆

東京都では令和3年度から、キャリア段位制度の活用に限定しない、新たな補助制度「人材育成促進支援事業」を開始します。「介護職員キャリアパス導入促進事業」と「人材育成促進支援事業」の関連性や、交付申請に当たっての注意事項は、[12p](#)をご覧ください。

各支援メニューの詳細について（他資料の案内）

本資料では、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業の概要をご説明します。
各支援メニュー等の詳細は、以下の資料をご確認ください。

内容	資料
介護プロフェッショナルキャリア段位制度について	<ul style="list-style-type: none">● 資料 2「キャリアパスの構築と介護キャリア段位制度」（一般社団法人シルバーサービス振興会）
キャリアパス導入促進事業費補助及び専門人材育成・定着促進助成について	<ul style="list-style-type: none">● 資料 3「令和 3 年度 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金の申請手続き等について」（東京都介護保険課）● 資料 4「令和 3 年度 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金の手引」（東京都介護保険課）

<対象となる介護サービス事業の一覧>

サービスの種類	サービスの種類
訪問介護	看護小規模多機能型居宅介護
訪問入浴介護	認知症対応型共同生活介護
通所介護	認知症対応型通所介護
短期入所生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
短期入所療養介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
通所リハビリテーション	地域密着型通所介護
特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護老人保健施設サービス
夜間対応型訪問介護	介護医療院サービス
小規模多機能型居宅介護	介護療養施設サービス

(注1) 都内に所在する事業所とする。

(注2) 国又は地方公共団体が設置する事業所（指定管理者が管理するものを含む）は除く。

(注3) 介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

(注4) 介護予防サービスも含む。

実施スケジュール

スケジュールは今後変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

※書類の不備等がある場合は、公益財団法人東京都福祉保健財団から、事業所に確認依頼をいたします。

アセッサー講習受講に係る経費については、令和2年度まで「アセッサー講習受講支援事業費補助」として別に補助を行っていましたが、令和3年度においては「キャリアパス導入促進事業費補助」の中で申請することができます。

	キャリアパス導入促進事業費補助	専門人材育成・定着促進助成
事業計画書※ 提出	5月17日(月)から 7月30日(金)まで	(なし)
内示	10月下旬	(なし)
交付申請書※ 提出	1月上旬まで	5月31日(月)から 7月15日(木)まで
交付決定	3月中旬	9月中旬
実績報告書※ 提出	別途ご案内	(なし)
額の確定	令和4年5月中旬	(なし)
補助金の支払	令和4年5月下旬～6月上旬	9月下旬

○キャリアパス導入促進事業費補助は、額の確定後、補助金の支払

○専門人材育成・定着促進助成は、交付決定後、補助金の支払

キャリアパス導入促進事業費補助

【事業内容】

※本事業の新規受付は、令和3年度をもって終了いたします。

「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」を活用し、キャリアパスの導入に取り組む事業所に対して、補助金を支給

【事業概要】

対象経費	<p>(1) キャリア段位制度によるレベル認定者への手当等経費</p> <p>(2) キャリア段位制度によるアセッサー（評価者）への手当等経費</p> <p>(3) キャリアパス導入体制づくり経費</p> <p>※ (1) のレベル認定者は、令和4年1月1日に、事業所に在籍している必要があります。</p> <p>※ 令和3年度に初めて補助対象となるレベル認定者は、令和4年1月1日までに認定を受けている必要があります。</p> <p>※ (3) の経費は①レベル認定者申請手数料②代替職員等経費③人事制度、財務分析等経費④研修経費</p> <p>※ (3) は (1) 及び (2) の経費がある場合に補助対象となります。</p>
補助基準	<p>(1) 基準額</p> <p>アとイを比較し、いずれか小さい方の額を基準額とする。</p> <p>ア レベル認定者の人数に応じて設定された基準額 (例) レベル認定者1人の事業所の基準額 50万円 等</p> <p>イ 補助金の交付を受けた初年度から令和2年度までの基準額の累計額を600万円から引いた額</p> <p>(2) 上限額</p> <p>ア 1事業所当たり 200万円</p> <p>イ 対象経費のうちレベル認定者への手当等経費については、基準額に応じて上限額が設定。 (例) 基準額50万円の事業所のレベル認定者への手当等経費の上限額 24万円 等</p>
補助率	10/10
補助要件	<p>1 令和3年度内に、レベル認定者及びアセッサーへ手当相当額を支給していること。</p> <p>2 原則として、補助金を受ける初年度に、都が実施する事業所の管理者等を対象とした人事管理等に関するセミナーに参加すること。</p>
補助対象期間	<p>原則として、補助金の交付を受けた初年度から起算して、3年間を上限。</p> <p>ただし、上記補助期間内に新たにレベル認定者を輩出した場合は、最長で5年間まで延長。</p>

補助対象経費

① 【必須経費】

レベル認定者への手当等経費

対象経費項目

レベル認定後（レベル認定証の発行日以降）に支給したレベル認定者への手当等

✓ レベル認定者は、交付申請基準日（令和4年1月1日現在）に、事業所に在籍すること。
→補助受給初年度のレベル認定者は、上記日までにレベル認定を受けている必要あり

✓ レベル認定者への手当相当額は、認定されたレベルに応じて、事業所内で差を設けること。

✓ レベル2①以上のレベル認定者が対象。レベル1、ユニット認定者は対象外。

✓ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に支給した経費が補助対象。
そのため、例えば、令和3年度3月分の手当を令和4年4月に支給した場合は、対象外となりますので、ご注意ください。

② 【必須経費】

アセッサーへの手当等経費

対象経費項目

アセッサー講習修了後に支給したアセッサーへの手当等

✓ アセッサーへの手当相当額は、レベル4認定者の手当相当額と同等とすること。

✓ 初年度に評価をしてレベル認定者を輩出したアセッサーには、次年度以降に評価をしなくても手当等支給は必須

✓ レベル認定者と異なる事業所に所属するアセッサーへの手当等は対象外。

③ 【①及び②の経費がある場合に申請可】

キャリアパス導入体制づくり経費

対象経費項目

レベル認定者申請手数料
代替職員等経費

人事制度分析、財務分析等経費
（例）社会保険労務士への謝礼金、経営コンサルタントへの謝礼金 等

研修経費

※キャリアパス導入等に資する研修が対象
（例）介護福祉士やケアマネの受験対策講座、その他介護技術の向上に資するような研修、アセッサー講習受講料（手引きのQ & A 48を参照ください）

✓ 設備整備費及び備品購入費は対象外。
（例）パソコン購入費用 等

補助基準

事項	内容																	
補助基準	(1) 基準額 アとイを比較し、 いずれか小さい方の額を基準額 とする。																	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="242 281 388 349">ア</td> <td data-bbox="395 303 904 387">レベル認定者(※)数</td> <td data-bbox="904 303 1188 387">基準額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="242 387 388 462">事業所</td> <td data-bbox="395 387 904 462">1人</td> <td data-bbox="904 387 1188 462">50万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="395 462 904 538">2人</td> <td data-bbox="904 462 1188 538">100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="395 538 904 613">3人</td> <td data-bbox="904 538 1188 613">150万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="395 613 904 719">4人以上※</td> <td data-bbox="904 613 1188 719">200万円</td> </tr> </table>	ア	レベル認定者(※)数	基準額	事業所	1人	50万円		2人	100万円		3人	150万円		4人以上※	200万円	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1415 281 1629 349">イ</td> <td data-bbox="1629 303 2131 719"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">600万円</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">補助金の交付を受けた初年度から令和2年度までの実績報告時の基準額の累計額</div> </td> </tr> </table>	イ
ア	レベル認定者(※)数	基準額																
事業所	1人	50万円																
	2人	100万円																
	3人	150万円																
	4人以上※	200万円																
イ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">600万円</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">補助金の交付を受けた初年度から令和2年度までの実績報告時の基準額の累計額</div>																	
<p>※レベル2以下の者については、1事業所につき4人までとする。</p>																		
補助基準	(2) 上限額																	
	<p>① 1事業所当たり上限額 200万円 ② レベル認定者への手当等経費の上限額 事業所の基準額に応じて、上限額が設定されています。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="307 1059 395 1135"></th> <th data-bbox="395 1059 821 1135">基準額</th> <th data-bbox="821 1059 1116 1135">上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="307 1135 395 1211">事業所</td> <td data-bbox="395 1135 821 1211">50万円</td> <td data-bbox="821 1135 1116 1211">24万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="395 1211 821 1286">100万円</td> <td data-bbox="821 1211 1116 1286">48万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="395 1286 821 1362">150万円</td> <td data-bbox="821 1286 1116 1362">72万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="395 1362 821 1490">200万円</td> <td data-bbox="821 1362 1116 1490">96万円</td> </tr> </tbody> </table>		基準額	上限額	事業所	50万円	24万円		100万円	48万円		150万円	72万円		200万円	96万円	<p>✓ 上限額を超えての手当等支給の場合、超えた金額については、対象外。</p>		
	基準額	上限額																
事業所	50万円	24万円																
	100万円	48万円																
	150万円	72万円																
	200万円	96万円																

1 事業所当たりの補助対象期間

- ① 補助金の交付を受けた初年度から起算して、3年間を上限とする。
- ② ただし、補助開始から2年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、4年間まで延長。
補助開始から3年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、5年間まで延長。

①初年度から起算して、3年間（2年目、3年目に新たにレベル認定者を輩出していない。）

レベル認定者 (補助対象)	レベル認定 年度 (例)	事業所の補助対象期間		
		1年目	2年目	3年目
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
A氏	H30年度	(補助対象1年目)	(補助対象2年目)	(補助対象3年目)
B氏	H30年度	(補助対象1年目)	(補助対象2年目)	(補助対象3年目)
C氏	H30年度	(補助対象1年目)	(補助対象2年目)	(補助対象3年目)
補助対象人数		3人 (A,B,C)	3人 (A,B,C)	3人 (A,B,C)

3年間 (A,B,C)

②初年度から起算して、最長で5年間まで延長（2年目にF氏を新たに輩出、3年目にG氏を新たに輩出）

レベル認定者 (補助対象)	レベル認定 年度 (例)	事業所の補助対象期間				
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
D氏	H29年度	(補助対象1年目)	(補助対象2年目)	(補助対象3年目)	(×)	(×)
E氏	H29年度	(補助対象1年目)	(補助対象2年目)	(補助対象3年目)	(×)	(×)
F氏	H30年度	(×)	(補助対象1年目)	(補助対象2年目)	(補助対象3年目)	(×)
G氏	R1年度	(×)	(×)	(補助対象1年目)	(補助対象2年目)	(補助対象3年目)
補助対象人数		2人 (D,E)	3人 (D,E,F)	4人 (D,E,F,G)	2人 (F,G)	1人 (G)

3年間 (D,E)

3年間 (F)

3年間 (G)

事例

次の事例では、令和3年度における補助交付額は150万円となります。

○令和3年度が補助2年目。補助1年目の令和2年度基準額は、100万円

レベル (キャリア段位制度において設定された基準)	レベル認定者				アセッサー (月額) 2万円 (年間) 24万円
	2①	2②	3	4	
支給額 (事業所内で設定した額)	(月額) 0.5万円 (年間) 6万円	(月額) 1万円 (年間) 12万円	(月額) 1.5万円 (年間) 18万円	(月額) 2万円 (年間) 24万円	
令和2年度のレベル認定者	(該当者無)	A氏	B氏	(該当者無)	C氏
令和3年度のレベル認定者	D氏(新規)	A氏	B氏	(該当者無)	

基準額	対象経費	経費		
		レベル認定者への手当等経費	アセッサーへの手当等経費	キャリアパス導入体制づくり経費
ア レベル認定者数3人 150万円 イ 600万円から100万円を引いた額 500万円 →アとイを比較して小さいほうが基準額 ⇒ア 150万円	160万円	36万円 (内訳) A氏: 6万円 B氏: 12万円 C氏: 18万円	24万円	100万円

比較して小さい方が補助交付額

150万円

確認事項

レベル2以下の者については、1事業所につき4人までとする。

基準額150万円の事業所の場合は、レベル認定者への手当等経費の上限額72万円とする。

認定されたレベルに応じて、事業所内で差を設けていること。

アセッサーへの手当相当額は、レベル認定者4人の手当相当額と同等とすること。

専門人材育成・定着促進助成

【事業内容】

事業所がキャリアパス導入促進事業費補助を初めて受給した年度等に応じて、事業内容が異なります。

①受給した初年度が、平成30年度の事業所の場合

キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度から3年間（※1）継続して受給している事業所において、離職率が改善等した場合に、一定額を補助

※1：平成30年度～令和2年度

②受給した初年度が平成29年度の事業所の場合

令和2年度に専門人材育成・定着促進助成を受給した事業所において、離職率が改善等した場合に、一定額を補助

【事業概要】

事項	内容	
	事業内容①の場合	事業内容②の場合
補助基準	レベル認定者数（※2） ・2人以下 90万円 ・3人以上 180万円	レベル認定者数（※2） ・2人以下 110万円 ・3人以上 220万円
補助率	10/10	
補助要件	ア キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度から 3年間継続して受給していること 。ただし、初年度は平成30年度。 イ 上記アの初年度から起算して2年目と3年目の平均離職率が、キャリアパス導入促進事業費補助導入前2年間の 平均離職率より低下していること 。 ウ 上記アの初年度から起算して2年目と3年目の平均離職率が、 30%以下になること 。	ア 令和2年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金（専門人材育成・定着促進助成）交付要綱（令和2年3月31日付31福保高介第2301号）に基づき補助金を受給していること。 イ 令和2年度の離職率が、令和元年度の 離職率の以下になること 。

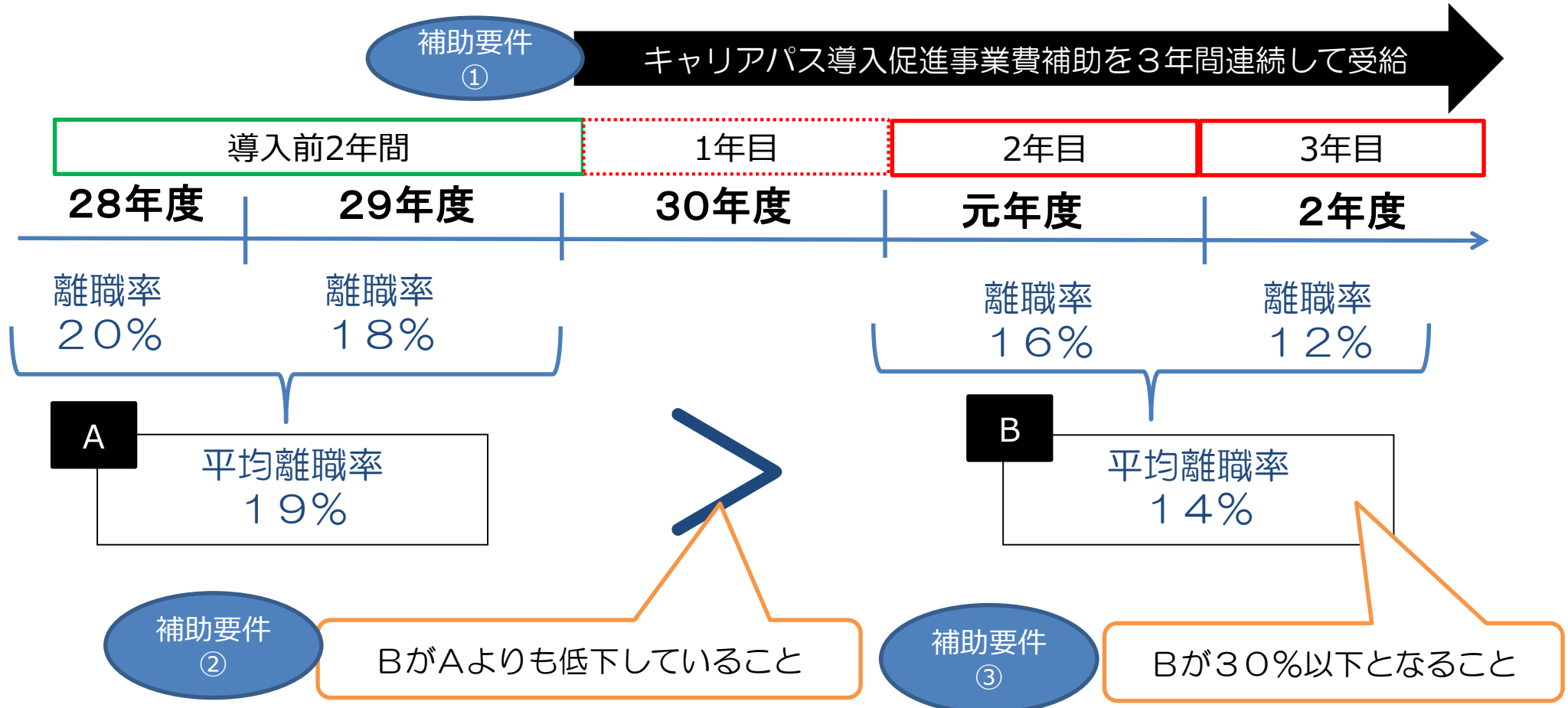
※2：キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度から起算して、3年目に補助対象になった認定者数

事業内容①の場合：令和2年度のキャリアパス導入促進事業費補助の補助対象となったレベル認定者数

事業内容②の場合：令和元年度のキャリアパス導入促進事業費補助の補助対象となったレベル認定者数

事例（事業内容①の場合）

- ①キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度から起算して**3年間継続して受給**していること。ただし、初年度は平成30年度とする。
- ②キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度から起算して2年目と3年目の平均離職率が、キャリアパス導入促進事業費補助導入前2年間の**平均離職率より低下していること**。
- ③キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度から起算して2年目と3年目の平均離職率が、**30%以下になること**。



補助
交付額

令和2年度のキャリアパス導入促進事業費補助の補助対象となったレベル認定者数に応じて支給
・2人以下 90万円 ・3人以上 180万円

注意 本事業と「人材育成促進支援事業」との比較について

「人材育成促進支援事業」

※当該事業の詳細については別途、東京都福祉保健財団HPでご案内します

- 「人材育成促進支援事業」は、生産性向上を推進する取組の一環として人材育成の仕組みづくりに取り組む事業者を支援するため、東京都が令和3年度から開始する新たな補助事業です。
- 各事業所の実態に応じたキャリアパスの体制づくりを支援します。
- 「介護職員キャリアパス導入促進事業」と一部補助対象経費が重複しますが、両方の補助金を申請することはできませんので、ご注意ください。

	人材育成促進支援事業	介護職員キャリアパス導入促進事業
目的	生産性向上を推進する取組の一環として、人材育成の仕組みづくりに取り組む事業者を支援	「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」を活用し、介護職員の育成・定着を図る介護事業者を支援
対象経費	※レベル認定者、アセッサーへの手当等経費は補助対象外 (1)コンサルティング経費 (2)研修受講及び資格取得経費 (3)代替職員経費	(1)キャリア段位制度によるレベル認定者への手当等経費 (2)キャリア段位制度によるアセッサーへの手当等経費 (3)キャリアパス導入体制づくり経費
	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>◆注意◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象経費が一部重複しますが、両方の補助金を申請することはできません。 ○「介護職員キャリアパス導入促進事業」で（１）レベル認定者手当経費、（２）アセッサー手当経費のみを申請し、（３）キャリアパス導入体制づくり経費を申請しなかった場合も、「人材育成促進支援事業」を申請することはできません。 </div>	
補助基準額	1事業所当たり35万円	1事業所あたり最大200万円 ※レベル認定者の人数により異なる
補助対象期間	1事業所当たり1年間のみ (申請は1回限り)	補助金の交付を受けた初年度から起算して3年間(最大5年間まで延長可)

お問い合わせ先

■東京都介護職員キャリアパス導入促進事業に関すること、 補助金の申請等に関すること

- ・公益財団法人東京都福祉保健財団
福祉情報部 福祉人材対策室 介護現場改革担当
03-3344-8532

■介護プロフェッショナルキャリア段位制度に関すること、 アセッサー講習会、被評価者認定の流れ等に関すること

- ・一般社団法人シルバーサービス振興会

<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>

お問い合わせはキャリア段位制度ホームページのお問い合わせ
フォームよりお願いします

TEL:03-3862-8061